

スター・ウィーク実行委員会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、スター・ウィーク実行委員会と称する。

2 本会の名称の英文表記は、Starweek committee とし、略称を SWC とする。

(目的)

第2条 本会は、8月1日から7日間を「スター・ウィーク（別称、星空に親しむ週間）」と定め、この期間を中心に、広く一般市民を対象に、星空に親しむことを通して、宇宙の壮大さや地球のかけがえのなさを伝え、ひいては天文学や自然科学の普及啓発へ繋げることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 「スター・ウィーク（別称、星空に親しむ週間）」の開催
2. 関連団体と協力した普及啓発事業
3. 上記事業の広報活動
4. その他、会が必要と認めた事業

第2章 会員

(入会)

第4条 第2条の目的に賛同し、かつ会が必要と認めた個人

(退会)

第5条 会員で退会を希望する者は、会に届け出を行い承認を受ける

2 会員が本会の目的に反した活動を行った場合、または会員として不適当と判断された場合、これを退会とすることができる。

第3章 運営

(役員)

第6条 本会を運営するために、次の役員を置く。役員は会員により構成される。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 1名
3. 庶務 若干名
4. 会計 若干名

(委員長)

第7条 本会を代表し会務を統括するために委員長を置く

- 2 委員長は会員の互選により選出される。
- 3 任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
- 4 その他役員は委員長が指名する。

(役員会)

第8条 本会の運営方針等は役員会によって決定する。

- 2 役員会は、年1回以上開催し、委員長が招集する。
- 3 役員会は、本会の運営に関する事項について審議し、決定する。

(顧問)

第9条 本会の運営に対して助言を与えるために顧問を置くことができる。

- 2 顧問は若干名とし、委員長が指名する。

(年度)

第10条 本会の運営年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までとする。

第4章 その他

(ワーキンググループ)

第11条 運営委員会は、第3条の事業の実務にあたるワーキンググループを置くことができる。

(細則)

第12条 本会の運営に必要な細則を定めることができる。

- 2 細則は、役員会において審議し決定する。

(規約の改正)

第13条 本規約は、役員会において改正することができる。

付則

本規約は、2013年12月16日より施行する。